





平成 27 年 05 月 20 日

各 位

上場会社名 モジュレ株式会社

(JASDAQ: 3043)

代 表 者 代表取締役 松村 明 問 合 せ 先 財務&経企責任者 小田 真理

(TEL: 03-3454-2061)

決算期の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、決算期を変更することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、今回の変更については、平成 27 年 6 月 18 日開催予定の第 16 回定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることが条件となります。

記

1. 決算期の変更

(1) 変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとしておりますが、当社の事業管理等において効率的な業務執行を図るため、当社の事業年度を毎年6月1日から5月31日までに変更し、あわせて関連規定について所要の変更を行うものであります。

なお、本議案が原案通り承認可決された場合には、第 17 期事業年度は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日までの 14 カ月間の決算期間となります。

(2) 決算期変更の内容

現在 毎年3月31日 変更後 毎年5月31日

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 今後の業務範囲拡大および新分野への展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- ② 上記 1. の決算期の変更を行うため、関連規定について所要の変更をするものであります。
- ③ 取締役会の決議要件に関する特別規定につき、これまでの運用状況、今後の想定その他を総合 考慮し、法令の定める決議要件とするため、当該特別規定を削除するものであります。
- ④ 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)」により責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び監査役の損害賠償責任の一部免除に関する現行定款第33条の規定の一部を変更するものであります。なお、このうち取締役の責任免除に関する部分の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ⑤ 上記事業年度の変更に関する経過措置として、新たに附則を設けるものであります。
- ⑥ その他、条文の削除に伴い条数の変更を行うものであります。

現行定款

(目的)

第2条1~4 (条文記載省略)

(新 設)

(新 設)

- 5. (条文記載省略)
- 6. 前1から5の事業を営む会社の株式を所有 することによる当該会社の事業活動の支 配・管理
- 7. (条文記載省略)

第3条~第11条(条文記載省略)

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

- 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>6月</u> にこれを招集する。
- 第14条~第23条(条文記載省略)

(決議要件)

- 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数(うち社外取締役1名以上を含む。)が出席し、そのうち社外取締役1名以上を含む。過半数をもって行う。
- 第 <u>25</u>条~第 <u>32</u>条(条文記載省略) (損害賠償責任の一部免除)
- 第33条(条文記載省略)
 - ② 当会社は、社外取締役および社 外監査役との間に、当会社に対する 損害賠償責任に関する契約を締結す ることができる。ただし、その賠償 責任の限度額は、法令が規定する最 低責任限度額とする。
- 第 <u>34</u>条~第 <u>35</u>条(条文記載省略) (事業年度)
- 第 36条 当会社の事業年度は、毎年4月1 日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

- 第37条(条文記載省略)
 - ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

変更案

(目的)

- 第2条1~4 (現行どおり)
- 5. インターネット等のオンラインを利用した広告、宣伝、マーケティングリサーチに関する業務
- 6. 広告、宣伝、マーケティングリサーチに 関する業務並びに広告代理店業
- 7. (現行どおり)
- 8. 前1から<u>7</u>の事業を営む会社の株式を所有 することによる当該会社の事業活動の支 配・管理
- 9. (現行どおり)

第3条~第11条(現行どおり)

(基準日)

第12条 当会社は、毎年<u>5月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする

(招集の時期)

- 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>8月</u> にこれを招集する。
- 第 14 条~第 23 条 (現行どおり)

(削除)

- 第 <u>24</u>条〜第 <u>31</u>条(現行どおり) (損害賠償責任の一部免除)
- 第32条(現行どおり)
 - ② 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする
- 第 33条~第 34条 (現行どおり)

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年6月1 日から翌年5月31日までとする。

(剰余金の配当)

- 第36条(現行どおり)
 - ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 11 月 30 日の最終の株主 名簿に記載または記録された株主若 しくは登録株式質権者に対し、中間 配当を行うことができる。

第 <u>38</u>条(条文記載省略) (新 設) 第 37 条 (現行どおり)

附則

- ①平成27年6月の定時株主総会において再任 された会計監査人の任期は、平成28年5月 31日に終了する事業年度に関する定時株主 総会終結の時までとする。
- ②第35条の定めにかかわらず、第17期事業年 度は、平成27年4月1日から平成28年5月 31日までの14か月間とする。
- ③第36条の定めにかかわらず、第17期事業年度は、平成27年9月30日を中間配当基準日とする。
- <u>④平成28年6月1日をもって本附則は削除する。</u>
- 3. 定時株主総会の開催日及び定款の効力発生日

定時株主総会開催日平成 27 年 6 月 18 日 (予定)定款の効力発生日平成 27 年 6 月 19 日 (予定)